５．　各認証審査での指摘の分類と対応の方法

各回認証審査では、審査員はお客様のマネジメントシステムについて、次の分類で所見を述べます。(「規格要求事項に合致していること＝適合」の場合は、なにも申し上げませんからこの分類には入れていません)

それぞれお客様に実施していただく対応方法が異なります。確認をお願いします。

５．１　各認証審査での指摘の分類

不適合には２つの区分、観察事項には３つの区分があります。

<table>
<tr><th colspan="3">不適合</th></tr>
<tr><td>定義</td><td colspan="2">ISMS 規格の要求事項及び、ISMS 規格の要求事項に基づき組織が展開する規定事項が順守されていない状況のことをいいます。</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>内容</td><td>審査チームからの提示方法</td></tr>
<tr><td>メジャー</td><td>a)　システム、又は手順が完全に欠落している状態。システム、又は手順がまったく機能していない状態。
例１：文書管理やインシデント管理の仕組みが全くない。
例２：内部監査やマネジメントレビューが実施されていない。

b)　類似の不適合がシステム全体に観察され、契約や法規の順守など組織に課せられた責任を果たしえない、もしくは情報セキュリティ方針、情報セキュリティ目的の達成に重大な障害を生じうる重大なリスクが放置されている状態。
例１：リスクアセスメントの結果、重大なリスクを抱える複数の部門で、インシデント管理の取り組みが実施されていない。

c)　前回審査で指摘したマイナーな不適合が是正処置されていない状態。または是正処置が意図的に守られていない状態。

d)　法あるいは契約違反に全く対応していない状態
注）適用される法令を特定し、順守する仕組みがとられていない、監視する仕組みが機能していないといった、マネジメントシステム上の不具合を指摘します。</td><td rowspan="2">不適合が発見された場合、審査員は ISMS 要求事項の各要素別に「是正処置要求書」を作成します。

1)　ISMS 要求事項の同じ要素についての複数の不適合が一緒になって一つのメジャー是正処置要求が形成される場合、これらの不適合はすべて同じ「是正処置要求書」に記載する場合があります。

2)　実習審査員（実習チームリーダを含む）が提起した場合、チームリーダが内容を確認後、署名します。

3)　お客様の代表者に対して、不適合の内容を説明し、了承を得て「是正処置要求書」に署名を受けます。

4)　「是正処置要求書」の原紙はお客様のもとに置き、コピーを審査員が持ち帰ります。

なお、審査中に不適合を発見した場合、審査員はその場でお客様とともに、状況の確定をおこない、審査チームで審査所見をまとめるときに不適合如何の最終判断をします。是正処置要求は審査チームとして発行します。</td></tr>
<tr><td>マイナー</td><td>メジャーな不適合以外の不適合のことです。

a)　単純なシステム上の欠陥、手順の一部欠落

b)　単純な過失による一時的な手順上の不適合

c)　認証の引用、マーク使用方法の誤り</td></tr>
</table>

観察事項		
定義	不適合以外で認証審査活動中審査チームが発見した事項	
区分	内容	審査チームからの提示方法
観察事項Ａ	不適合ではないマネジメントシステムの影響を与える可能性のある発見事項のことです。 例：審査範囲外の事項、不適合の可能性を持っている事項、など。	検出された場合、審査員は「観察事項」に各観察事項を記載し顧客に提示します。 1)　実習審査員（実習チームリーダを含む）が提起した場合、チームリーダが内容を確認後、署名します。 2)　お客様代表者に対して、内容を説明し、了承を得ます。 3)　「観察事項」の原紙を審査員が持ち帰りコピーをお客様に提供します。 観察事項について、はお客様の組織内で検討することを求めます。しかし、検討の結果不採用であっても構いません。 次回審査で担当審査員が検討結果の内容を確認します。
観察事項Ｂ	特に優れた事項など、今後の運用上さらに充実することで成熟が期待できる事項のことです。	
懸念事項	初回認証審査の第一段階審査でのみ提示します。 第二段階審査の折に不適合と判断する可能性が非常に高い事項を「懸念事項」として提示します。	懸念事項が検出された場合、審査員は「観察事項Ａ」に ISMS 要求事項に対応した懸念事項を記載しお客様に提示します。 1)　実習審査員（実習チームリーダを含む）が提起した場合、チームリーダが内容を確認後、署名します。 2)　お客様の代表者に対して、内容を説明し、了承を得ます。 3)　「観察事項」の原紙は審査員が持ち帰りコピーはお客様に提供します。

５．２　各認証審査での指摘（不適合）への対応方法

３種類の不適合指摘への対応方法は不適合の重大性と審査段階で異なります。

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">不適合を提示した場合のお客様の対応手順</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>初回認証審査</td><td>サーベイランス審査</td><td>再認証審査</td><td>変更（拡大　縮小含む）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">メジャー</td><td>お客様は、是正処置要求後 １ ヶ月以内に是正完了をＩＳＡへ書面で報告しなければなりません。</td><td>お客様は、是正処置要求後 １ ヶ月以内に是正処置の計画もしくは完了をＩＳＡへ書面で報告しなければなりません。</td><td>お客様は、是正処置要求後 １ ヶ月以内に是正完了をＩＳＡへ書面で報告しなければなりません。</td><td>お客様は、是正処置要求後 １ ヶ月以内に是正完了をＩＳＡへ書面で報告しなければなりません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">担当チームリーダは、フォローアップ審査の日程を、審査実施中にお客様と合意します。
注）再認証審査の場合には、フォローアップ審査による是正処置の完了の確認を、認証有効期限日到来前のＩＳＡ社内判定日程までに実施するように期限設定します。</td></tr>
<tr><td>6ヶ月以内にISAが受審組織を訪問（フォローアップ審査を実施）して是正処置の実施・運用状況を確認します。</td><td>2ヶ月以内にISAが受審組織を訪問（フォローアップ審査を実施）して是正処置の実施・運用状況を確認します。
（計画での報告を受けていた場合は完了についても確認）</td><td>2 ヶ月以内又は有効期限の 2 週間前までのいずれか短い方の期間にISA が受審組織を訪問（フォローアップ審査を実施）して是正処置の実施・運用状況を確認します。</td><td>2ヶ月以内にISAが受審組織を訪問（フォローアップ審査を実施）して是正処置の実施・運用状況を確認します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マイナー</td><td colspan="4">お客様は、是正処置要求後１ヶ月以内に是正完了の報告をＩＳＡへ書面でしなければなりません。</td></tr>
<tr><td colspan="4">チームリーダが回答内容の承認如何を判定します。
承認できない場合、承認できると判定できるまで、再度是正の実施を要求します。
（期限内に是正に対し承認の判定ができない場合、認証の一時停止/取消しとなる場合があります）

初回認証審査時の場合には、是正完了までが必須です。
サーベイランス審査以降には、是正完了を報告する場合と、是正計画を報告する場合があります。

次回審査訪問時に、是正処置の実施・運用状況を確認します。
維持審査の場合で、計画で報告を受けていた場合は、完了についても確認します。</td></tr>
</table>

６．　認証の表明／認定シンボル・認証マークの利用方法

ISA からマネジメントシステムの認証を受けると、本紙に従い登録証、認定・認証マークを用いる等により認証の表明をしていただくことが出来ます。
但し、これら認証の表明及び認定・認証マークの使い方には以下の制限があります。
ここでは皆様に認証の表明/認定シンボル・認証マークを正しくご利用いただくためのガイダンスを提示します。

６．１　認証の表明、認定シンボル・認証マーク　用語

- 「認定シンボル」
  認定機関:ISMS-AC から、ISA が認定を受けていることを示すマークです。

  ［ISMS 認証］　　［クラウドセキュリティ認証］

  

  

- 「認証マーク」
  ISA が御社へ認証を付与していることを示すマークです。

  ［ISMS 認証］　　［クラウドセキュリティ認証］

  

  

- 「認証番号」
  組織が認証を受けているマネジメントシステムごとに ISA が付与する固有の番号です。
  登録証に記載されます。

- 「登録証」
  ISA が認定の条件に従って御社へ発行する登録証で、御社への認証を表明する書面です。
  登録させていただく組織へ送付させていただきますが、登録証の所有権は ISA に帰属します。

６．２　認証表明／認定シンボル・認証マークの表示形式

認定シンボル・認証マークで認証を受けた組織が利用できるのは、次の形式だけとなります。

①ISA の認証マーク（ISA のマークに規格番号の入ったもの）を単独で使用

［ISMS 認証］

［クラウドセキュリティ認証］

②認定機関（ISMS-AC）の認定シンボルと ISA 認証マークを並べて使用

［ISMS 認証］

［クラウドセキュリティ認証］

※注記:「認定シンボル」のみの単体使用はできません。「認定シンボル」を使用する場合は、必ず「認証マーク」を並べたものを使用しなければなりません。送付させていただく電子データの配置のまま使用してください。

③クラウドセキュリティ認証取得組織における特別な表示例

ISMS 認証に追加してクラウドセキュリティ認証を取得している組織が、ISMS の認証マーク及びクラウドセキュリティの認証マークを同時に(一箇所で)使用する場合、クラウドセキュリティ認証用の認定シンボルのみを使用する事ができます。(ISMS 認証マークとクラウドセキュリティ認定シンボルのみの組み合わせは許容されません)

［ISMS 認証とクラウドセキュリティ認証］

※注記：この表示形式において、ISMS 認証の認証範囲とクラウドセキュリティ認証の認証範囲が異なる場合は、それぞれの認証範囲が異なる事を示す表記（説明等）を付記してください。

●認定シンボル・認証マークを使用せず認証の表明を行う場合

認定シンボル･認証マークを使わずに認証を受けていることを表明することもできます。

①シンボル・マーク非利用：御社のマークを利用して認証を受けていることを表す方法

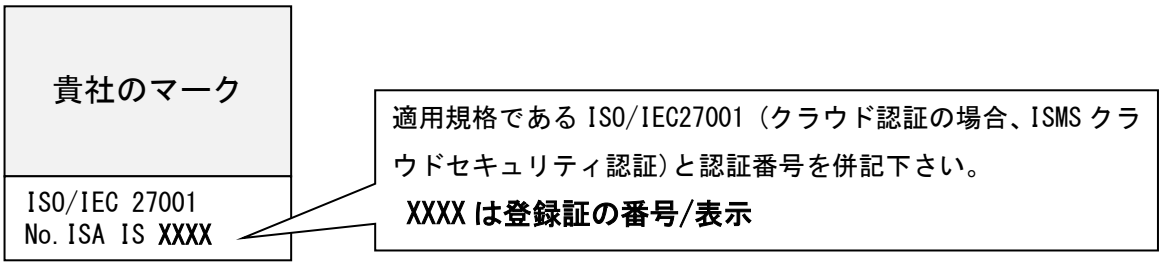

②シンボル・マーク非利用：言葉のみの表現で認証を受けていることを表す方法

マークを使用せず「ISO/IEC27001 認証取得」「ISMS クラウドセキュリティ認証取得」などの言葉のみの表現で認証を受けていることを表す場合、認証番号などで ISA にて認証を受けていることを示して下さい。

ISO/IEC 27001認証取得　**No.ISA IS XXXX**

ISMSクラウドセキュリティ認証取得　**No.ISA ISC XXXX**

●登録証の使用

登録証の掲示、コピーや電子データ化しての利用などに際しては、以下の点にご注意ください。

・登録証は汚損、紛失等がないよう管理してください。登録証の所有権はISAに帰属します。汚損、紛失の場合、再発行する事となりますが有償となります。
・コピーは鮮明なものを使用し、原本の写しであることを明確にするため「写し」である事を意味する文字を追加したものを利用ください。
・掲示/配布/提供に際しては、登録証と付属する場合には付属書を対にして扱ってください。

６．３　認証の表明、その利用範囲・制限細則

【使用できる範囲】

- 認定シンボル・認証マーク（下記イメージは ISMS 認証の例）

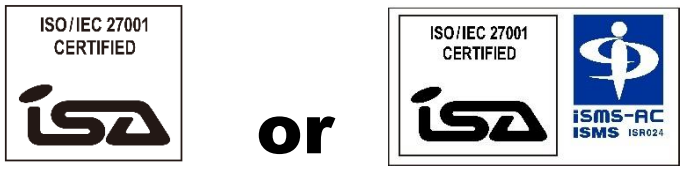

これらのシンボル・マークは、登録された情報セキュリティマネジメントシステムに関する説明書、宣伝用資料、封筒、レターヘッド、名刺等の印刷物及びウェブサイト等に使用することが出来ます。
なお、認証マークと認定シンボルを並べて表示する場合、これらマークが同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示すために両方を枠で囲んで下さい。

- 認証マーク（下記イメージは ISMS 認証の例）

このマークは、上記のほか組織の旗、看板、車両等にも用いることが出来ます。

【認証の表明にあたっての制限/注意事項】

- 認証の表明/認定シンボル・認証マークは個々の製品が認証されたと誤解されるのを防ぐため、製品それ自体、あるいは梱包に使用しないでください。

- 認証の対象範囲は、登録証に記載された範囲です。そこに記載されていない組織や活動に使用しないでください。認証を受けた範囲と受けていない範囲とが誤解されない方法で使用してください。認証範囲が組織の一部に限定される場合の認証の表明においては、対象になった組織（事業所、部署）・活動（業務）についてのみ利用でき、限定された範囲を示す情報を表明文書・マークと一緒に表記する必要があります。
  名刺に使用する場合、認証範囲外の要員が認証の表明/マークの利用のある名刺を使用する事はできません。

- 認証されたことを広告や出版物に載せるときは ISA によって認証されたことを記述してください。

- 認定シンボル・認証マークを含む媒体(当社より提供するCD)の管理について
  ・送付した媒体及びその内容物は、保護及び漏洩防止のため、管理を確実にしてください。(目的外の使用防止、不正使用防止、紛失・盗難の防止等)
  ・当該媒体を提供した下請負業者に、媒体の保護及び情報漏洩防止のための適切な管理を要求し、必要に応じて媒体を提供した下請負業者の一覧表を作成してください。
  (認定シンボル・認証マークのデータを使用して説明書、宣伝用資料、名刺等の作成を依頼した印刷業者等にデータの確実な管理を要求し、依頼した印刷業者等の一覧表を作成すること。協力会社一覧などに掲載されていれば結構です。)

- 電子データの利用について
  ・認定シンボル・認証マークの電子データは、原則として「印刷用」―ビットマップ形式、「ウェブサイト用」―ＪＰＥＧ形式で配布されます。印刷用は印刷に、ウェブサイト用はウェブサイトに使用してください。
  ・解像度を低くしないで使用してください。
  ・電子データは保存形式を変更しないでください。

- ＷＥＢサイトでマーク等を利用する場合の特別な注意
  ・「ウェブサイト用」―ＪＰＥＧ形式を使用し、加工・編集しないでください。配布したウェブサイト用データをそのまま使用し、加工や編集をしないでください。
  ・解像度を低くしないで使用してください。電子データの保存形式を変更しないでください。
  ・同一のページ内で、認定シンボル（ISMS-AC マーク）、認証マーク（ISA マーク）を使用してください。
  ・認証範囲が全社でなく、社内の特定の部門/事業に限定されている場合、認証の表明/マークの下もしくは隣接する範囲に「特定の部門/事業で認証取得された」旨の記述をしてください。

  [サンプル]（下記イメージは ISMS 認証の例）

  

  認証範囲：本社とＡ営業所
  事務機器の修理と販売

- マークデータを含む媒体を汚損、紛失された場合の再発行については有償となります。

【認定シンボルの表示制限】

ISMS-ACの認定シンボルには次の表示制限があります。ISAが認定シンボル単独のデータをお客様へ配布することはありません。この注意は、デザインの都合などで、ＡＩファイルを必要とするお客様へ向けた特別の記述となります。

- 認定シンボルの構成
  組織が認定シンボルを表示する場合は「認定番号」（ISAを意味する“ISR024”）とともに表示する。

- 認定シンボルの縮小または拡大
  認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合、縦横比を変更しない。縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲とする。

- 認定シンボルを並べて表示する場合
  ISAにより登録を受けた組織が認定シンボルを表示する場合は、ISAの認証マークと共に表示する。認定シンボルのみを単独で表示することは出来ない。ISAの認証マークと認定シンボルの関係が明確で、かつ両者が明確に識別できなければならない。認証のマークと認定シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示す為に、両者を枠で囲むこと。

- 認定シンボルの形態、色調

ISMS-AC発行の認定シンボル使用規定抜粋：

認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とする。
プロセスカラーの場合：（C100%+M70%）
特殊印刷色の場合：（DIC220）１色
ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とする。
WEB カラースライダーで指定の場合：（003399）
RGB カラーで指定の場合：（R=000,G=051,B=153）

【認証マークの表示制限】

- ISA　ISMS 認証マークの形態、色調

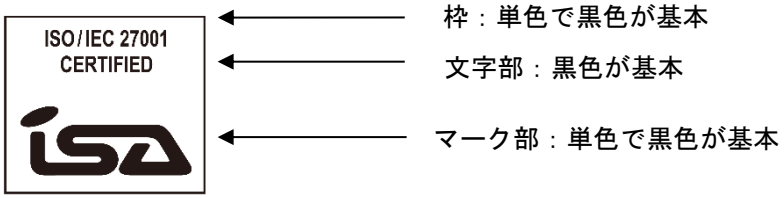

地色、文字色各々、単一色に統一して利用ください。
認証を示す文字が識別できない配色はご遠慮願います。

【認証の表明/マーク利用の中止】

- 有効期限を過ぎた場合、あるいは登録が取り消された場合は直ちに認証の表明、マークの利用を中止してください。また、認証の表明、マークの利用をしている文書等については、表明/マークを抹消して使用するか、使用を停止してください。

- 組織が認証範囲の縮小を実施された場合、認証範囲外となった範囲に関連する認証の表明、マークの利用は速やかに中止してください。認証範囲外となった要員による名刺の利用も直ちに中止してください。

- 認証の取下げ、取消し、一時停止等により認証登録の効力が無くなる場合、登録証及びマークデータを含む媒体は、返却又は廃棄を依頼します。

【違反に対する処置】

- 認証の表明について、本手順に違反する使用をした場合、審査にて不適合として指摘し、是正処置を要求します。一定期間を経ても是正されない場合、認証実施規定に従い、認証の一時停止、取消し、及び違反の公表等の処置をとります。
  違反の程度に応じ、場合によっては、損害賠償が求められる事があります。

６．３．１　認定シンボルのデザイン変更に伴う利用の変更に関して

ISMS 認証における認定機関『一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(略称:ISMS-AC)』は、2017 年 4 月に、旧称:『一般財団法人日本経済社会推進協会(略称:JIPDEC)』より名称変更されました。この名称変更に伴い、認定シンボルのデザインも変更されております。

本書説明中の認定シンボルは変更後の新しいものとなり、名称変更に関する認定機関からの通知及び認定シンボルデータの受領後は、認証を取得された組織に対して、ISA より新しい認定シンボルのデータを送付させていただいていますが、旧認定シンボルを使用中の組織においては、2020 年 6 月 30 日までに、使用されている旧認定シンボルを、新認定シンボルへ切り替えていただく必要があります。

該当するお客様は、お手数ではございますが期限内での切替をお願い致します。

【旧認定シンボル】　　【新認定シンボル】

(下記イメージは ISMS 認証の例)

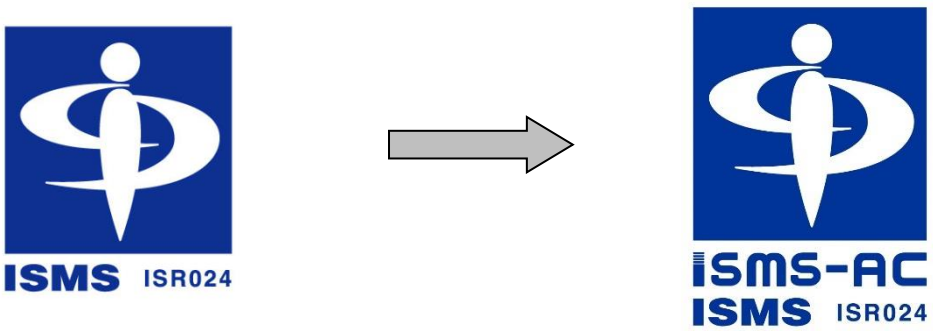

≪　ご注意下さい　≫

旧認定シンボルは 2020 年 7 月以降は使用できません。2020 年 6 月 30 日までに利用されているシンボルの切替をお願い致します。

６．４　不適切な認証表明/認定シンボル・認証マーク等の使用例

（お客様が間違いやすい不適切な使用例）

認定シンボル（ISMS-AC）の「単独」表示：

単独使用はできません。

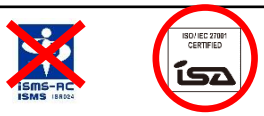

※ISMS-AC の認定シンボルは、単独では使用できません。ISA マークは、単独でも使用できます。

広告物・印刷物へのマーク表示：

会社案内、宣伝・広告資料、カレンダー、名刺、封筒・レターヘッド、ウェブサイト等に使用できますが、製品そのものへのマーク表示はできません。
また、製品自体が適合していると誤解を与えるような使用はできません。
また、マークを縮小しすぎて、ロゴ内の文字が明瞭に確認できない使用はできません。

※製品・製品の梱包・製品証明書等は製品への適合と誤解を与える為使用できません。

限定した認証範囲の場合の表示：

認証範囲が全社でなく、社内の特定部門/事業等に限定されている時には、認証の表明/マークの下又は隣接する範囲に「特定部門/事業で認証取得された記述」が必要です。

※名刺に利用する場合、認証対象外の要員の名刺には使用できません。

「文言」での認証取得表現：

「ISA　IS　****」という認証番号を併記する等により、ISA(国際システム審査)から認証を取得した事を明示してください。

看板、門表、ドア、車両等の表示：

認定シンボル（ISMS-AC）は使用できません。

※ISA マーク単独の場合は、組織の旗、看板、門表、ドア、車両にも用いることが出来ます。

認証範囲以外の「業務」又は「事業所」が記載されている資料への表示：

何の注記も記載しないで認証の表明/マークを使用して、記載された「業務」又は「事業所」の全てが認証を受けているかのような誤解を招く使用はできません。

※登録された「事業所名」及び登録証に記載された「登録範囲」の文言を記載すること、又は、その事が明確に判別できる措置があれば構いません。
（例えば、「※印」等記号を用いて対象範囲を示す）

※名刺に使用する場合は、登録範囲の対象組織（事業所、部署）及び登録範囲の業務に従事する者のみが使用できます。

他の認証と並記した表示：

他機関での認証、ISA で取得した他規格認証との区別にご注意ください。

※当社の ISMS 認証は ISMS-AC 認定の認証サービスですが、当社で受審される QMS/EMS 認証は JAB 認定の認証サービスです。
認証機関が異なりますので、マークの使用/配置において、混在しないようにしてください。（データ加工禁止です。）

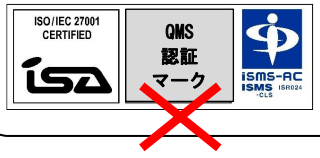

QMS 認証は ISMS-AC 認定ではありません。
認定シンボルには ISA 認定番号を含みます。

通知先 **FAX:052-582-3668/ E-mail: isms@isa-cb.co.jp**

国際システム審査㈱　ＩSMS 担当宛

ＩSMS認証範囲の変更通知

通知年月日：　　年　　月　　日

［変更通知組織］

組織名	
組織代表者の役職 代表者ご芳名	役職
本紙記入者の役職 記入者ご芳名	役職

［変更内容の詳細］　欄中に記載できない場合は、別添説明書を同送してください。

対象変更内容	現在（新）	変更前（旧）	別添説明書（有/無と書名）
対象事業/業務			
対象組織の代表者/所有権			
連絡先窓口 （役職氏名、TEL/FAX 番号、ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ等）			
認証対象事業所の所在地			
対象施設/情報システム等プロセス上の大きな変化			

以上